

乾 昭三君の思い出

大阪市立大学名誉教授 甲 斐 道 太 郎

乾君は、昭和25（1950）年4月、特別研究生として京大大学院に入り、磯村哲助教授（当時）の指導を受けることになった。私は、磯村先生の順番だけの一番弟子である（助教授は特別研究生の指導教授になれない、と渋られたのを強いて頼み込んでなっていた）ことを今も自慢にしているが、弟弟子ができたことは大変嬉しかった。

しかし、弟といっても、社会的認識の深さや思想的成熟の点では、乾君は、ノンボリの私よりはるかに進んでいた。詳しい話は聴く機会がなかったが、彼は、学部学生の頃から、京大病院付属の看護学校で「社会科学」的な課外講義をしていた筈である。したがって、私は、磯村門下としては先輩でありながら、「社会科学」的な知識・教養については、乾君に教わることが多かった。

私たちが、助教授であられた磯村先生を指導教授と仰いだのは、当時先生が「法社会学」に強い関心を持ちその研究を進めておられたからである。

磯村先生は、昭和14（1939）年3月に京都帝国大学法学部卒業と同時に民法講座の助手となり、「不当利得」に関する緻密な解釈学的論文を矢継ぎ早に発表されたが、戦後には法社会学に関心を移され、「社会法の性格」（哲学研究31巻3，9号）、「近代法における公・私法の分化」（私法1号〔第1回私法学会大会における報告〕）、「エールリッヒの法社会学について」（法学論叢57巻3号）、「ウェーバーの『西欧中世封建制理論』覚書」（法社会学2号）というように従来の論文とは著しく傾向の異なった論文を発表された。これらの研究に現れている当時の磯村先生の法社会学の志

向するところは、当時のわが国社会科学の中心問題であった「近代化論」(当時、大塚久雄・丸山真男・川島武宜らのオピニオン・リーダーに代表されていた)に実定法学の領域でどのように対応するかであり、その方法として、マックス・ウェーバー、オイゲン・エールリッヒ、そしてカール・マルクスらの社会・歴史理論に学ぼうとするものであった、といえよう。乾君や私が師として仰ごうとしたのは、そのような磯村先生であった。

(ちなみに、私は、磯村先生の法律学の神髄は、初期の業績に見られた緻密な解釈学的手法と、エールリッヒを中心とするドイツ諸学説の研究から得られた実用法学批判の方法との、いわば Synthese としての、法解釈学説の歴史的・批判的研究にあると考える。ご遺著『錯誤論考』がその見事な成果である。)

私が弟弟子の出現を喜ぶ暇もなく、乾君は、特別研究生の前期2年を終えた昭和27(1952)年4月強く請われて立命館大学講師に就任して京都大学を去ってしまった。

しかし、その前年(1951年)磯村先生の提案にもとづき京都の諸大学(京都大学・立命館大学・同志社大学)の志を同じくする研究者の参加する「近代法研究会」が発足し、乾君も当然にそのメンバーとして参加して、実質的に磯村先生の影響を受けながら研究を続けることになった(なお、潮見利隆編『戦後の法学』68頁〔乾発言〕参照。この研究会は約25年継続したが〇君が幹事の時にいつの間にか開かれなくなった)。

乾君のこの頃の法律学の志向は、その処女論文「プロイセン一般国法における監護教育権」(立命館法学4/5号)に集約されている。封建制社会から近代(資本主義社会)への過渡期に現れるいわゆる「絶対主義」国家において、絶対主義的権力が親の子に対する監護教育権を通じていかに顕現するか、というのが乾君の問題関心であった。ただ乾君はその後この研究を発展させていない。後に述べるような、立命館大学での多忙さが腰を据えた歴史的研究の余裕を与えなかったのか。それとも京大を離れたため文献の利用が困難になったためか。ご本人に聞いてみたかったが果たせ

なかった。

その後乾君の法律学は、国家賠償法を中心に不法行為法の方に向けて行く。国家賠償法の民法サイドからのアプローチ（同法の性格から公法サイドの研究が多い）においては第一人者といってよい。しかし、その他には、散発的なテーマに関する論文が見られるだけで、一つのテーマを追求しあるいは一貫した方法にもとづく研究は見られない。

乾君の仕事をこのようなものにした根本的な理由は、彼の人の良さと誠実さにあった、と私は思う。ひとに頼まれるといやといえない「人の良さ」と引き受けた仕事は全力を挙げて果たそうとする「誠実さ」である。

唄孝一氏（都立大学名誉教授）は、乾君のお葬式に宛てた弔電の中で、学会などでの乾君の世話が大変行き届いた心のこもったものであったことを想い出していたが、これこそここにいう「人の良さと誠実さ」の現れに他ならない。

立命館大学に就職した乾君は、最若年の教員であり、右のような資質と実行力を買われて、大学内外の仕事に追われるようになった。当時進められていた某社の「法律学辞典」の編集では現場の実務担当者として、執筆者の督励に辣腕を揮っていた（我々は彼のことを「小隊長」と呼んで恐れていた）。また、東京に内地留学していたと思っていたら、実は破壊活動防止法反対のための「常駐員」であった（前掲『戦後の法学』82頁〔天野発言〕）。

その他、私のよく知らない立命館大学内部での業務があったようだが、乾君が被った一番の被害は、彼が大学教学部長であった時に発生した「大学紛争」であった。広小路時代の中川会館を闘争派の学生達が占拠し、教学部長たる乾君はそこに乗り込み一週間以上も中に止まって学生達と折衝していた。私より3年下の乾君がすっかり白髪頭になってしまったのを、私は痛ましい思いで見ている。

1975年から79年までの京都府教育委員、なかんづく76年からの委員長の仕事も彼の研究時間を完全に奪いさった。

大学教員が研究以外の仕事（教育も含めて）にどのように時間を割くかは，結局のところ当人の覚悟によって定まることである。乾君が継続した研究を著しく妨げるような仕事にかかずらったのは，巡り合わせもあろうが，やはり彼の人柄と資質によるところが大きいと思わずにはおれない。

乾君が腰を据えて本格的な研究に集中する立場を得ていたならば，磯村法学の最も良き後継者になり得たかも知れない。惜しむらくは，時代と彼の資質がそれを許さなかった，というのが私の感懐である。